

会則 2021年11月

(名称)

第1条 本会は、京都・がんと生殖医療ネットワークという。また、英文では、KyotoOncoFertility networkと称し、略称をKOF-netとする。

(事務局)

第2条 本会は、主たる事務局を京都市左京区聖護院川原町54 京都大学医学部附属病院 産科婦人科内に置く。主たる事務と別に、事務局代行を京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465 京都府立医科大学附属病院 産婦人科内に置く。

(目的)

第3条 本会は、京都府内における、若年がん患者、がんサバイバー、及びその家族と、がん治療・生殖医療に携わる医療関係者、及び医療関係機関に対して、妊孕性温存や妊娠・出産に関する医療情報の普及と啓発を行い、これら相互のネットワークを構築することで京都府内においてより質の高いがん・生殖医療の提供を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がん・生殖医療に関する情報、および、妊孕性温存支援施設と妊孕性温存施設のリスト・診療内容に関する情報提供を通じ、がん患者、医療者、登録施設の相互交流の円滑化を進めるネットワーク事業
- (2) 学会・研究会の開催による京都府内のがん・生殖医療に関する医療情報の普及・啓発に係る事業
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要と考えられる事業

(構成員)

第5条 本会の構成員は、拠点施設、妊孕性温存支援施設、妊孕性温存施設の各施設とし、それぞれは以下のとおり定める。

- (1) 拠点施設は、京都大学医学部附属病院および京都府立医科大学附属病院とし、それぞれの関係各科の診療科長はネットワークの運営委員会の役員の内を務める。

拠点施設とは、ネットワーク構築と運営を中心的に担う施設である。ネットワ

ーク構築に際して事務局を京都大学医学部附属病院産科婦人科に置き事務局代行を京都府立医科大学附属病院におき、妊孕性温存支援施設、妊孕性温存施設の登録を行い、情報を拠点施設で共有し、事務局および事務局代行とで一元管理を行う。

(2) 妊孕性温存支援施設は、がん治療を担当する。拠点施設の要請、又は、自主的な参加意思で登録され、登録されると妊孕性温存支援施設一覧表に施設名が加えられ掲示される。妊孕性温存支援施設は、当該医療施設内で患者にネットワークの情報を提供するとともに、患者にがん治療・がん生殖医療に対する情報を提供する。

(3) 妊孕性温存施設は、生殖医療を担当する。日本産科婦人科学会もしくは日本泌尿器科学会から、国の研究事業による妊孕性温存実施医療機関として認定された施設を登録する。登録されると施設名が施設情報一覧に掲載され、その診療内容も掲載される。妊孕性温存施設では、患者へ情報提供と適応の有無につき判断し、必要に応じ妊孕性温存治療を行う。

(運営)

第6条

1. 本会に次の役員を置く。

運営委員会役員 10名程度

監事 2名（事務局および事務局代行から1名ずつ）

幹事 2名（事務局および事務局代行から1名ずつ）

2. 運営委員会役員のうち、1名を代表とし、1名を代表代行とする。代表と代表代行は、同格の権限を有する。

(選任等)

第7条

1. 運営委員会役員は、拠点施設の関係各科の診療科長および京都産婦人科医会長を中心に選出する。詳細については別途規定する。

2. 監事は、代表又は本会の運営委員会役員を兼ねることができない。

3. 幹事は、代表が任免する。

4. 議長は、代表あるいは代表代行が努める。

(職務)

第8条

1. 代表および代表代行は、本会の業務を総理する。

2. 役員は、運営委員会を構成し、この会則に基づき、本会の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 運営委員会の業務執行の状況を監査すること
- (2) 本会の財産の状況を監査すること
- (3) 運営委員会の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、運営委員会役員に意見を述べ、若しくは役員を招集を請求すること
5. 幹事は、本会の活動に必要な業務に関し、立案、および、その遂行を行う。

(会議)

第9条

1. 本会の会議は、代表あるいは代表代行が運営委員会役員を招集し、開催する
2. 本会の会議は、運営委員会役員が過半数が出席しなければ開くことができない。役員は、やむを得ない理由により出席することができないときは代理者を出席させることができる。
3. 会議の議事は、出席した運営委員会役員が過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定款の変更)

第10条 本会が会則を変更しようとするときは、運営委員会で過半数の議決を得なければならない。

内規

1. 運営委員会役員は以下の職にあるものを選任する。

京都大学医学部附属病院 産科婦人科 科長 (代表)
京都府立医科大学附属病院 産婦人科 診療部長 (代表代行)
京都産婦人科医会 会長
京都大学医学部附属病院 乳腺外科 科長
京都大学医学部附属病院 小児科 科長
京都大学医学部附属病院 血液内科 科長
京都大学医学部附属病院 泌尿器科 科長
京都府立医科大学附属病院 内分泌・乳腺外科 診療部長
京都府立医科大学附属病院 小児科 診療部長
京都府立医科大学附属病院 血液内科 診療部長
京都府立医科大学附属病院 泌尿器科 診療部長

2. 運営役員のほかに以下のとおり顧問をおく。

小西 郁生 (京都大学 名誉教授)
北脇 城 (京都府立医科大学 名誉教授)
田村 秀子 (田村秀子婦人科医院 院長)